

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進事業関連事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

土浦市長

公表日

令和4年3月11日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業関連事務
②事務の内容	・健康増進法に基づく住民健診の管理
③対象人数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	1. 対象者把握機能 住民健診の対象者把握を行う。 2. 接種者管理機能 受診券の発行処理を行う。 住民健診の受診履歴の管理を行う。 3. 統計処理 各種統計書、報告書の作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム2

①システムの名称	受診券管理システム
②システムの機能	1. 受診券発行機能 住民健診の受診状況を参照し、受診券の発行を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

[illegible]

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

1. 住民健診ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民健診対象者	
	その必要性	住民健診対象者及び受診者を把握する為に管理している
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	識別情報: 対象者を正確に把握するため保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	保健福祉部 健康増進課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (市町村) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (医療機関(対象検診実施機関))
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		住民健診の対象者及び受診者を管理する為
④使用の主体	使用部署	健康増進課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		I. 住民健診事務 対象者及び受診者の管理を行う。
情報の突合		
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用	
①委託内容	磁気ディスクによる事務運用を安全確実にこなうために必要な範囲で、特定個人情報ファイルの管理を委託	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 102の2項 (別表第二における情報照会の根拠) 102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) 第50条 (別表第二における情報照会の根拠) 第50条
②提供先における用途	番号法別表第二の102の2項に定める事務 健康増進法による健康増進事業に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	健康増進法による健康増進事業に関する事務であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第二における健康増進法による健康増進事業の実施に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【住民健診情報】

1. 宛名番号, 2. 年度, 3. 申込日時, 4. 申請方法, 5. 希望受診機関, 6. 開始時間, 7. 終了時間, 8. 検査区分, 9. クーポン, 10. 検診方法, 11. 検診料金, 12. 受診日, 13. 受診番号, 14. 受診機関, 15. 受診歴, 16. 検査方法, 17. 所見, 18. 所見別判定, 19. 結果, 20. 総合判定, 21. 精受診日, 22. 精検番号, 23. 精受診機関, 24. 精事後指導, 25. 精検査方法1, 26. 精検査方法2, 27. 精検査方法3, 28. 精所見1, 29. 精所見2, 30. 精所見3, 31. 精所見4, 32. 精所見5, 33. 精判定, 34. 精がん病期, 35. 精部位1(がん組織), 36. 精部位2(がん組織), 37. 精部位3(がん組織), 38. 原発性, 39. 偶発症

【宛名情報】

1. 個人番号 2. 宛名番号 3. 宛先区分 4. 宛先名カナ 5. 宛先名漢字 6. 性別 7. 生年月日 8. 続柄コード
9. 郵便番号 10. 住所コード 11. 住所カナ 12. 番地カナ 13. 方書カナ 14. 様方カナ 15. 住所漢字
16. 番地漢字 17. 方書漢字 18. 様方漢字 19. 世帯処理番号 20. 行政区 21. 住定日 22. 住定事由
23. 住民となった日 24. 住民となった事由 25. 消除日 26. 消除事由 27. 転出予定日 28. 転出確定日
29. 異動日 30. 送付先宛先名 31. 送付先住所 32. 電話番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民健診ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	申請受付時の本人確認を徹底しており、申請内容を確認した事項を記録している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	健康管理システムからは、事務に必要なファイルのみアクセスし、必要のない情報にアクセスしないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行う。
その他の措置の内容	システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 操作権限の設定を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	目的外利用の禁止 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 特定個人情報の提供先の限定 情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う 情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる 保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する 必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる 再委託の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも委託と同等以上の措置を義務づけている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	①ユーザーアクセス権限は、必要最小限の人数、参照範囲としている。 ②自己ユーザーID、静脈認証により適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう、厳重に管理している。 ③定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操作を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 適宜バックアップを行っている。 機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 バックアップデータについては、遠隔地保管を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	土浦市情報セキュリティポリシーに基づき、権限や責任等、職員の情報セキュリティに関する研修を実施する。また、情報漏えい等の報道等を活用して危機管理意識を啓発する。 委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務づけている。
10. その他のリスク対策	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	土浦市 総務部 総務課 茨城県土浦市9-1 029-826-1111
②請求方法	土浦市個人情報保護条例に基づき、開示・訂正・利用停止の請求等を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	土浦市 保健福祉部 健康増進課 茨城県土浦市下高津2-7-27 029-826-1111
②対応方法	問合せについては、窓口や電話で受付を行い、対応記録を残す。 必要に応じて、庁内横断的な連絡を行う。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月2日	評価実施機関における担当部署	健康増進課長 川村 正明	健康増進課長 新 豊	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない
平成27年4月2日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム(宛名管理システム)	[○]情報提供ネットワークシステム	[]情報提供ネットワークシステム	事後	表記の誤りによるもので重要な変更にあたらない
平成27年9月24日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	茨城県土浦市下高津1-20-35	茨城県土浦市大和町9-1	事後	請求先住所の変更によるもので重要な変更にあたらない
平成27年11月13日	個人番号の利用 法令上の根拠		別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
平成29年4月3日	評価実施機関における担当部署	健康増進課長 新 豊	健康増進課長 塚本 浩幸	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない
令和1年6月30日	評価実施機関における担当部署	健康増進課長 塚本 浩幸	健康増進課長	事後	表記の変更によるもので重要な変更にあたらない
令和4年3月11日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無		実施する	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月11日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠		・番号法第19条第8号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 102の2項 (別表第二における情報照会の根拠) 102の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) 第50条 (別表第二における情報照会の根拠) 第50条	事前	令和4年6月から情報連携予定

令和4年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ・業務関係情報	・識別情報 個人番号、その他の識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ・業務関係情報 健康、医療関係情報	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用	本人又は本人の代理人	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用	紙、庁内連携システム	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	行っていない	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	市長村長	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 102の2項 (別表第二における情報照会の根拠) 102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) 第50条 (別表第二における情報照会の根拠) 第50条	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第二の102の2項に定める事務 健康増進法による健康増進事業に関する事務 であって主務省令で定めるもの	事前	令和4年6月から情報連携予定

令和4年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先する情報		健康増進法による健康増進事業に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先する情報の対象となる本人の範囲		番号法別表第二における健康増進法による健康増進事業の実施に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先する情報の対象となる本人の範囲		情報提供ネットワークシステム	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先する情報の対象となる本人の範囲		情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月11日	Ⅲリスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続	【○】接続しない(入手)【○】接続しない(提供)	【 】接続しない(入手)【 】接続しない(提供)	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月11日	Ⅲリスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1目的以外の入手が行われる リスクに対する措置の内容		①ユーザーアクセス権限は、必要最小限の人数、参照範囲としている。 ②自己ユーザーID、静脈認証により適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう、厳重に管理している。 ③定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。	事前	令和4年6月から情報連携予定

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]